

「一般名処方」に関するお知らせ

当院では、ジェネリック医薬品（後発医薬品）の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。



当院では、後発医薬品のある医薬品について、特定の商品名ではなく、**医薬品の有効成分をもとにした「一般名処方」**を行う場合があります。

これにより、医薬品の供給不足が生じた場合であっても、必要な医薬品が提供しやすくなります。

……………「**一般名処方**」とは……………

お薬の有効成分をそのままお薬名として処方することです。これにより、供給が不安定な医薬品であっても、有効成分が同じである複数の医薬品から選択することができ、患者様に必要な医薬品を提供しやすくなります。

一般名での処方について、ご不明な点などありましたら、**当院薬剤部**にご相談ください。